6　前２項に規定する場合においては、特定運営管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、第２項の企業型資格取得者の第63条第１項各号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

第157条中「（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」の下に「又は連合会移換者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」を加える。

第158条中「運用指図者」の下に「及び連合会移換者」を加え、同条第１号中「又は法第83条第１項の規定により個人別管理資産が移換された者であるときはその旨」を削る。

第158条の次に次の２条を加える。

第158条の２　連合会移換者が加入者又は運用指図者の資格を取得したときは、連合会は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を個人型年金の資産管理機関に移換するものとする。

２　個人型記録関連運営管理機関は、加入者又は運用指図者の資格を取得した者（以下「個人型資格取得者」という。）があるときは、個人型資格取得者が加入者又は運用指図者の資格を取得した日が属する月の翌々月の末日までに、特定運営管理機関に対し、個人型資格取得者が連合会移換者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

３　前項の規定により情報の提供を求められた特定運営管理機関は、当該情報の提供を求める個人型記録関連運営管理機関に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

４　前２項の規定により個人型資格取得者が連合会移換者であることが判明した場合にあっては、連合会は、速やかに、第１項の規定による個人別管理資産の移換を行うものとする。

５　前項の規定により個人別管理資産が移換されなかった連合会移換者は、その旨を連合会に申し出るものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

６　前２項に規定する場合においては、特定運営管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、第２項の個人型資格取得者の第63条第１項各号に掲げる事項を個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

（資格喪失者が加入者である場合の個人別管理資産の移換の手続）

第158条の３　企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等は、資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過した後速やかに、個人型記録関連運営管理機関に対し、当該資格喪失者が個人型年金の加入者の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

２　前項の規定により情報の提供を求められた個人型記録関連運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

３　前項の規定により第１項の資格喪失者が個人型年金の加入者の資格を有する者であることが判明した場合にあっては、同項の資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、当該企業型年金の資産管理機関は、速やかに、法第83条第１項の規定による個人別管理資産の移換及び法第84条第２項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

４　前項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、個人型記録関連運営管理機関の指示があったときは、速やかに、第１項の資格喪失者の施行規則第15条第１項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

第159条第１項の次に次の１項を加える。

２　連合会は、第158条の２又は第158条の３の規定により個人型年金へ個人別管理資産の移換を受け入れたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知するものとする。

第160条中「企業型年金加入者であった者」の下に「又は連合会移換者」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（加入者となった者の個人別管理資産の移換があった場合の運用の指図の特例）

第160条の２　第95条の２の規定は、法第82条第１項又は第83条第１項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、第95条の２第３項中「及び同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金」とあるのは、「、同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金並びに同日後に法第82条第１項の規定により移換される個人別管理資産」又は「、同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金並びに同日後に法第83条第１項の規定により移換される個人別管理資産」と読み替えるものとする。

第161条中「（加入者を除く。以下この節において同じ。）」を「（加入者を除き、企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。以下この節において同じ。）又は連合会移換者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（資格喪失者が運用指図者である場合の個人別管理資産の移換の手続）

第161条の２　企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等は、資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過した後速やかに、個人型記録関連運営管理機関に対し、当該資格喪失者が個人型年金の運用指図者の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

２　前項の規定により情報の提供を求められた個人型記録関連運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

３　前項の規定により第１項の資格喪失者が個人型年金の運用指図者の資格を有する者であることが判明した場合にあっては、同項の資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、当該企業型年金の資産管理機関は、速やかに、法第83条第１項の規定による個人別管理資産の移換及び法第84条第２項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

４　前項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、個人型記録関連運営管理機関の指示があったときは、速やかに、第１項の資格喪失者の施行規則第15条第１項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

第162条第１項中「前条の規定」を「第161条の規定」に改め、同項の次に次の１項を加える。

２　連合会は、第161条の２の規定により運用指図者として個人別管理資産の移換を受け入れたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換され、運用指図者となった者に通知するものとする。

第163条第１項及び第２項中「企業型年金加入者であった者」の下に「又は連合会移換者」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（運用指図者となった者の個人別管理資産の移換があった場合の運用の指図の特例）

第163条の２　第95条の２の規定は、法第82条第１項又は第83条第１項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について準用する。この場合において、第95条の２第３項中「及び同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金」とあるのは、「、同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金並びに同日後に法第82条第１項の規定により移換される個人別管理資産」又は「、同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金並びに同日後に法第83条第１項の規定により移換される個人別管理資産」と読み替えるものとする。

第12章第５節の節名中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。

第164条の見出し中「その他の者」を「連合会移換者」に改め、同条中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。

第165条中「その他の者」を「連合会移換者」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第165条の２　連合会は、連合会移換者に対して、個人別管理資産の移換に関する事項について、定期的に説明しなければならない。ただし、次に掲げる者については、説明しなければならない者の対象外とする。

一　個人型年金に個人別管理資産がなくなった者

二　所在が明らかでない者

第166条中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。